

平成25年 3月19日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
敦賀本部

高速増殖原型炉もんじゅにおける
保守管理上の不備に係る対応状況について
(お知らせ)

「もんじゅ」における保守管理上の不備については、平成25年2月14、15日に原子力規制庁による立入検査を受け、現在、平成24年度第4回保安検査において、当機構の報告内容についての事実関係等の確認を受けています。

当機構は、電気保修課担当設備における未点検機器については、計画的に点検作業を進め、機能要求のある機器については、これまでにほぼ点検を完了しています。

一方、電気保修課担当以外の機器についても点検実績を確認しており、点検済みの機器において、過去に点検期限の超過による保守管理上の不備が発生していたものが認められました。

今後も、引き続き、点検実績の確認等を計画的に実施し、プラント設備の健全性維持と再発防止に取り組んでまいります。

別添：高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理上の不備に係る対応状況について

以上

高速増殖原型炉もんじゅにおける 保守管理上の不備に係る対応状況について

現在、平成24年度第4回保安検査において、当機構の報告内容について事実関係の確認を受けている。

1. 電気保守課担当機器の点検状況

電気保守課担当設備における未点検機器のうち、機能要求^{*1}のある安全機能の重要度クラス1の機器^{*2}（55個）については、速やかに実施するとしていた残り5個の点検を平成25年3月1日までに終え、すべての点検を完了した。また、安全機能の重要度クラス2以下の機器^{*3}（315個）についても8割以上点検を完了しており、残りについては点検ができるプラント状態になり次第、順次点検を実施していく予定である。

さらに、その他の機器についても、原子炉施設の安全性への影響を留意しつつ、計画的かつ着実に点検を実施していく予定である。

2. 電気保守課担当以外の機器に係る点検実績の確認状況

当機構は、電気保守課担当以外の機器についても、点検実績を確認している。安全機能上の重要度が高い設備について、過去の点検実績を確認したところ、機能要求があり、かつ安全上重要な機械保守課担当機器（10個）について、点検間隔の始点や設備の休止期間の取り扱いが明確でなかったため、点検期限を超過していたことを確認した。

これらの安全上重要な機器については、現在まですべて点検を完了している。

（別紙-1参照）

当機構は、上記の機器を含め、機能要求がある機器と安全機能の重要度クラス1の機器について、現時点までに未点検状態の機器がないことを確認しているが、継続的に精査を行う。

*1 機能要求とは、原子炉施設保安規定の条文で定められた安全確保のための保安管理上の要求条件をいう。

*2 クラス1機器とは、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日、原子力安全委員会決定）を参考として「もんじゅ」のために定めた安全機能の重要度分類の一つで、「合理的に達成しうる最高度の信頼性を確保し、かつ、維持する」機器に分類される機器をいう。

*3 クラス2以下の機器とは、「高度の信頼性を確保し、かつ、維持する」機器であるクラス2の機器等、クラス1機器以外の機器をいう。

【過去に点検期限を超過していた機器】

- (1) ディーゼル発電機設備
 - ① ディーゼル機関A主要部 (クランク室、始動弁等)
 - ② ディーゼル機関B主要部 (クランク室、始動弁等)
 - ③ ディーゼル機関C主要部 (クランク室、始動弁等)
 - ④ 燃料デイトank A
 - ⑤ 燃料デイトank B
 - ⑥ 燃料デイトank C
 - ⑦ 空気だめ A (自動)
 - ⑧ 空気だめ B (自動)
 - ⑨ 空気だめ C (自動)
- (2) 2次主冷却系設備
 - ⑩ 蒸気発生器入口止め弁 A

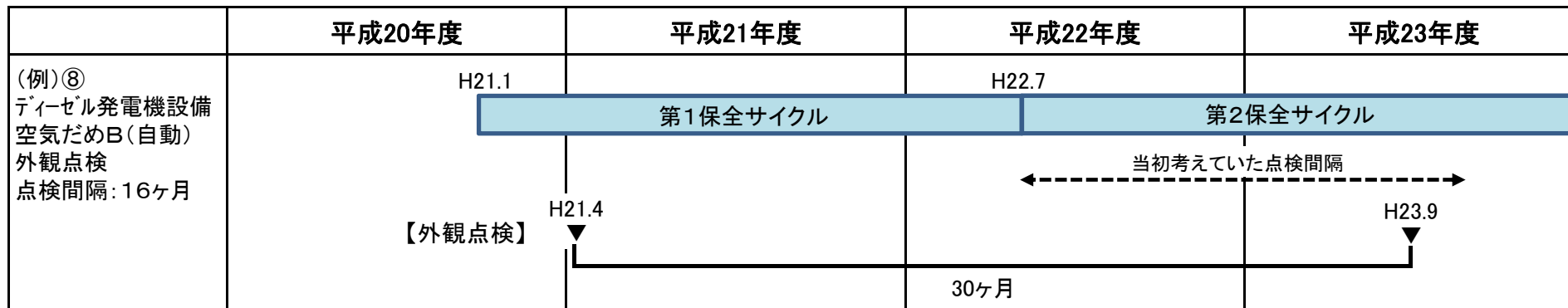
【過去に点検期限を超過していたケース】

- (1) ケース1：点検間隔の起算日の考え方に関するもの
概要：点検間隔について、第2保全サイクル開始から起算すると考えていたため、第1保全サイクル*期間中に実施した点検日から起算すると点検期限を超過した。
対象機器：①～⑤、⑦、⑧、⑩
- (2) ケース2-1：設備休止期間の取り扱いに関するもの
概要：点検間隔内の設備の休止期間分は考慮しないと考えていたため、この休止期間も含めると点検期限を超過した。
対象機器：⑥、⑨
- (3) ケース2-2：設備休止期間の取り扱いに関するもの
概要：一時的に点検期限を延長する手続きは行っていたが、点検間隔内の設備の休止期間分は考慮しないと考えていたため、この休止期間も含めると点検期限を超過した。
対象機器：③

*：第1保全サイクルとは、保全プログラムを導入した平成21年1月から炉心確認試験が終了した平成22年7月までの期間。第2保全サイクルとは、炉心確認試験が終了した平成22年7月から40%出力プラント確認試験の終了までの期間。

過去に点検期限を超過していたケース

ケース1



ケース2

